

# 長浜市図書館基本計画

～地域と人がつながる 知の拠点～

平成27年3月  
長浜市教育委員会



## 目 次

はじめに	1
第1章 計画の概要	2
1. 計画策定の目的	
2. 計画の期間	
3. 計画の位置付け	
第2章 長浜市立図書館の状況	3
1. 長浜市の概要	
2. 長浜市立図書館の現状	
3. 計画策定までの経緯	
第3章 長浜市のめざす図書館の姿	7
1. 基本理念	
2. 基本方針（めざす姿）	
3. 基本目標	
4. 重点目標	
第4章 市民のための図書館サービス	10
1. 市民の役に立つ図書館	
2. だれもが利用できる図書館	
3. 子どもが本と親しめる図書館	
4. まちの魅力を発信し地域の文化的な拠点となる図書館	
5. 市民とともに作る図書館	
第5章 図書館機能充実のための施設整備	20
1. 均衡あるサービス提供のための新しい体制	
2. 中央図書館に求められる機能と役割	
3. 中央図書館の施設要件	
4. 中央図書館の規模設定	
第6章 計画推進のための管理運営体制	31
1. 運営方法	
2. 資料管理	
3. 機械化・自動化の推進	
第7章 サービス指標の設定と評価	35
1. サービス指標	
2. 数値目標	
3. 評価方法	
資料	37



## はじめに

近年、高度情報化、グローバル化、少子・高齢化や地域分権化が進むなど、社会情勢がめまぐるしく変化する中で、生涯学習の重要性が再認識されています。また、個人の価値観やライフスタイルの多様化にともない、心の豊かさや自己実現、自己の充実を求める人々の中で、学びへの意欲が高まってきています。

公共図書館は、これまでから資料<sup>(注1)</sup>や情報の集積と提供を通じ市民の生涯学習を支援してきましたが、市民の知への要求が高まり、知的要求を充たす手段が多様化してきたことで、求められる役割や機能も変化してきています。

本市では、合併により6館となった図書館を「一つの市立図書館」とし、サービスの統一と向上に努めてきました。しかし、6館はいずれも旧市町をサービス対象とした施設規模であり、身近な生活課題に対応した蔵書構成です。市民のより多様な知的要求に応えることができ、居住地域や年齢などにかかわらず市民だれもが利用できるようにするために、図書館のサービス体制を見直し整備することが必要となってきました。

そこで、市教育委員会では、中央図書館の新設も含めたこれからの長浜市にふさわしい図書館サービスの体制の構築について検討してきました。

このような中、市役所本庁の移転に伴い、「長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針」のもと、現在、中央図書館を含む複合施設の建設計画が具体的に進行しています。

本市基本構想が掲げる将来像「協働でつくる 輝きと風格のあるまち ながはま」の実現に向け、将来にわたって図書館がまちづくりの一端を担い、市民に愛され市民とともに成長し続けるために、本市の図書館としてめざす姿を明確にし、指標を設けて自己評価をおこなうことができるよう、長浜市図書館基本計画を策定することとしました。

(注1) 資料：図書館法では、「図書、図書以外の資料（記録・視聴覚資料・郷土資料・美術品など）」を図書館資料としている。新聞、雑誌、パンフレット・リーフレット、絵図、楽譜や模型なども含まれる。

# 第1章 計画の概要

## 1. 計画策定の目的

現在の図書館を取りまく状況に的確に対応し、すべての市民に対し図書館サービスを総合的、計画的かつ効果的に提供するために、本市の図書館のめざす姿を明らかにし、サービスの目標指標を設定した長浜市図書館基本計画を策定します。

## 2. 計画の期間

本計画の期間は、平成27年度から31年度までの5か年とします。

## 3. 計画の位置付け

本市は、平成19年6月に「長浜市基本構想」を策定し、平成23年9月にその改訂をおこないました。その基本施策の中で、地域に暮らす人が生涯にわたり、必要な時期に必要とする教育を受けることができ、豊かな人間性を養うことができるよう、学びの環境の充実を図ることとしています。

教育行政においては、これまでの取組みや現在の教育を取りまく環境変化を踏まえ、つながりあい、学びあい、豊かに生きる人づくりをめざして、平成22年12月、「長浜市教育振興基本計画」を策定しました。この計画の中で子どもの読書活動の充実と図書館機能の充実を謳っています。子どもにとっての読書は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かにし、人生を主体的に生きる力を身につけていくうえで欠くことができないものです。本市においても、子どもの読書活動はすべての教育の基礎となる重要な取組みと位置付けています。子どもだけでなく、あらゆる年齢の市民が知識・情報を得る機会を保障し、市民の生涯にわたる学習を支援することは、図書館の重要な任務です。

また、図書館施設の有効な活用においては、「長浜市公共施設等総合管理計画」および「長浜市行政改革アクションプラン」（いずれも平成27年3月策定予定）との整合も図っていく必要があります。

本計画は、こうした背景を踏まえながら、本市がめざす図書館の姿を明らかにするとともに、その実現に向けて今後5年間に取り組むべき施策を示すものです。

## 第2章 長浜市立図書館の状況

### 1. 長浜市の概要

本市は、滋賀県の東北部に位置し、北は福井県、東は岐阜県に接しています。北國街道や北國脇往還が南北に走り、古くから交通の要衝、情報の交流点として様々な文化と出会い栄え、戦国時代の城跡や古戦場、竹生島や国宝十一面観音をはじめとする観音文化、祭りやおこない（神事）など、多くの歴史的、文化的資産を今に伝えています。

さらに本市は、京阪神や東海、北陸の経済圏域の結節点として、京都市や名古屋からはおおよそ60km圏域、大阪市からはおおよそ100km圏域にあり、JR北陸本線・湖西線や北陸自動車道を主な広域交通軸として、これらの経済圏域と利便性高く結びついています。

平成18年2月、長浜市、浅井町およびびわ町が合併、平成22年1月には虎姫町・湖北町・高月町・木之本町・余呉町・西浅井町が加わり、面積539.48km<sup>2</sup>という県下で最大の市域を有する人口約122,000人の市となりました。（面積は琵琶湖を除く。人口は平成25年度末。）可住地面積は市の面積のおよそ3割で、山林の多くは市の北部に分布しています。

個性豊かな地域が広がり、多様な自然、文化によって今の「長浜市」が形作られています。地域が一体となり、あるいは市民と行政が協働して、様々な取組みを一步一步積み重ねていくことにより、地域全体が輝く元気あるまちをめざしています。

### 2. 長浜市立図書館の現状

#### 《複数館の効率的な運営》

長浜図書館は、湖北地域では最も早く昭和58年に開館し、その10年後、旧高月町に町立図書館が開館、続けて旧4町（浅井・虎姫・びわ・湖北）に町立図書館の設置が進みました。

2度の市町合併を経て、現在市内には、図書館が6館あります。各館が地域に根ざした運営を大切にしながらも、6館のサービスを統一し事務を集約することで、サービスの向上と運営の効率化に努めてきました。



### 《サービスポイントの設置》

旧木之本・余呉・西浅井の3町には、町立図書館がありませんでした。そこで、平成23年、旧3町の公民館等図書室を市立図書館のサービスポイント(注2)とし、図書館サービスの一部を提供できるよう、図書館と図書室との連携を開始しました。

各館の建築年・規模等 (平成26年3月末)

館名	建築年	形状	床面積 (㎡)	開架面積 (㎡)	蔵書冊数 (図書のみ) (万冊)		
					開架	閉架	合計
長浜図書館	昭和57年	単独	1,749	761	8.7	16.4	25.1
浅井図書館	平成6年	単独	2,033	936	9.6	4.1	13.7
びわ図書館	平成11年	単独	1,723	1,254	12.7	3.2	15.9
虎姫図書館	平成8年	複合	1,023	352	6.3	2.3	8.6
湖北図書館	平成13年	複合	555	499	6.6	1.9	8.5
高月図書館	平成4年	単独	1,734	584	10.9	8.4	19.3
木之本公民館図書室	昭和55年	複合	73	73	1.1	0	1.1
余呉文化ホール図書室	平成10年	複合	489	489	2.7	0	2.7
西浅井公民館図書室	昭和63年	複合	95	81	1.3	0.1	1.4

(各館の開館日数・入館者数・貸出人数・貸出冊数等は、巻末の資料編を参照ください。)

(注2) サービスポイント: 図書館以外で図書館の本を借りたり返却したりできる場所。本市では、木之本および西浅井の公民館図書室と余呉文化ホール図書室の職員の協力を得て、図書館資料の貸出(予約受取り)、返却、予約申込みなどをおこなっている。

## 3. 計画策定までの経緯

### 《図書館協議会の答申》

長浜市図書館協議会(注3)は、最初の市町合併(平成18年2月)の後、館長の諮問を受け、平成19年8月「これからの長浜市立図書館の在り方について」として、3館(当時)のあり方について答申をまとめました。これは、

- ① 合併による市民サービスの向上
- ② 住民への基本的なサービスの維持
- ③ これからの図書館に必要な新しいサービス

という三つを基本に、「一体的なサービス」を進める内容でした。

2度目の合併(平成22年1月)により更に市域が拡大し、図書館数が6館と

なりました。そこで館長は、市の財政状況なども踏まえ、行財政改革の課題としての「公共施設の見直し」を検討する必要から、同年11月、再び図書館協議会に諮問し、新たにこれからの図書館のあり方についての指針を求めました。

これに対し、図書館協議会は平成23年3月、「これからの長浜市立図書館6館のあり方について」としてまとめ、館長に答申しました。これは、先の答申を踏まえつつ、効率的な運営とサービスの維持向上をめざした図書館のあり方として、

- ①「図書館サービスの維持向上」
- ②役立つ図書館としての「重点サービスの展開」
- ③館数の増加により求められる、より一層の「効率的な運営」
- ④「これからの図書館像」

という4つの課題をまとめたものでした。

この中で、図書館が市民の「暮らしに役立つ施設」であり続け、「親しみのある空間、居心地のよい場」となるために、図書館が中長期のビジョンを示し、目標となる指標を設定し評価することが必要であるとし、中央館の必要性も含めた図書館計画の策定を求めています。

#### 《答申から今日まで》

答申を受け、「6館」を維持しつつ運営の効率化を図るため、本市の図書館は平成24年4月、休館日および開館時間の見直しをおこないました。市北部の拠点として旧伊香郡地域の3公民館等図書室と連携する役割を担う高月図書館の開館日を増やすなど、各館の役割や利用状況を踏まえ、調整しました。併せて、浅井図書館と虎姫図書館、びわ図書館と湖北図書館をそれぞれパートナー館(注4)として職員が2館を兼務することにより、職員配置の効率化を図りました。

また、各館が予算管理や事業の企画運営をそれぞれにおこなうのではなく、6館を「一つの市立図書館」として集中・一括して事務をおこなう体制をとることにより、事務の効率化を図ってきました。資料収集においては、全館で調整し分担収集することにより、限られた資料費の中でできるだけ多様な資料を購入できるよう努めてきました。

サービスの面では、すべての市民に役立つ図書館として、いつでも・どこでも・だれでもが利用できるように、6館のネットワークの整備・充実を図り、生活に密着した図書館サービスを展開し、生涯学習の推進と住みよい地域社会づくりのために積極的な図書館活動に努めてきました。

#### 《これからの長浜市立図書館のあり方懇話会》

平成26年1月、有識者、図書館協議会代表者、利用者からなる「これからの長浜市立図書館のあり方懇話会」を開催しました。2度目の合併からの4年間に

めざしてきた効率的な複数館の運営による現状を踏まえ、人口12万人となった長浜市にふさわしい図書館はどうあるべきか、幅広い視点の意見を聴くためです。

3月までに5回の会議をおこない、アンケート結果や統計から利用状況を把握し、意見交換を重ね、本市特有の現状や課題が見えてきました。

本市の図書館サービスをさらに伸長させるためには、現在の6館体制から中央図書館を要とした体制へ転換が必要なこと、中央図書館では、地域と地域をつなぎ、市民が市内各地域の情報を手軽に入手できる機能が望まれること、長期計画に基づいた図書館運営が必要であること、などです。

これらの意見を集約し、教育委員会は「今後の長浜市立図書館の在り方」としてまとめました。その中で、

- ①中央図書館体制の必要性
- ②これからの図書館ネットワーク
- ③将来の展望を見通した計画の策定
- ④継続的にサービスを向上できる管理運営体制の整備

の4点を基本に、市北部地域へのサービス強化と、中央図書館を含む6図書館の総合的な再整備を特に重点的、優先的に取り組むべき課題としました。

### 《長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針》

平成26年5月、市は市役所の本庁舎移転に伴い、本庁跡地の活用理念や必要な機能等、基本的な考え方を示す利活用方針を策定しました。

基本理念を「人・文化・産業が織りなす、活力と魅力あふれる都市空間の創出」とし、中央図書館、公民館、市民活動支援コーナー、産業創造センターなどからなる複合施設の建設に向け、検討を開始しました。

これらの2回の答申や「今後の長浜市立図書館の在り方」、さらに「長浜市役所本庁跡地利活用基本方針」を踏まえ、4月以降に再編した図書館協議会において、本計画の策定について検討してきました。

(注3) 図書館協議会：図書館法で「置くことができる」とされ、図書館の運営に関し館長の諮問に応じ、図書館のおこなう図書館奉仕につき館長に対し意見を述べる機関。本市では「長浜市図書館条例」により設置している。

(注4) パートナー館：本市の造語。規模の異なる二つの図書館をパートナーとし、職員を各館に固定配置せず2館兼務することで効率化を図っている。

## 第3章 長浜市のめざす図書館の姿

### ～地域と人がつながる 知の拠点～

「ユネスコ公共図書館宣言<sup>(注5)</sup>」(1994年)にあるように、公共図書館は、市民があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できる地域の情報センターです。また、個人やグループの生涯学習、独自の意思決定や文化的発展のための手助けをすることは、市民が地域において知識を得る窓口である公共図書館の使命です。

本市は、伝統的な文化や産業を人から人へ受け継ぎながら、新しいものを取り入れて歴史をつくり、人と人とのつながりやふれあいを大切にしたい、ぬくもりのある地域文化を育んできました。

本市の図書館は、知識や情報を集めておく単なる「館」ではなく、人が人と本をつなぎ、人と人をつなぐ、長浜らしい「ぬくもりが伝わる図書館」であることを何より大切にしたい、市民一人ひとりの生涯にわたる学ぶ気持ちを支え、市民の暮らしになくてはならない存在でありたいと考えます。また、人と人をつなぐことで、地域と人をつなぐ役割も果たします。

長浜らしさを将来にわたって伝えていく縦糸と、地域と人をつなぐ横糸が織りなす、人が交流するまちの情報拠点として、まちづくりの一端を担う存在であり続けます。

(注5) ユネスコ公共図書館宣言：巻末の資料編参照。

#### 1. 基本理念

これからの長浜市立図書館は、小さな子どもからお年寄りまで、生涯学習の時代を生きるすべての市民にとって、より豊かな「育ち」と実りの多い「暮らし」を支える情報を提供する機関としての役割を果たします。

#### 2. 基本方針(めざす姿)

本市の図書館は、市民の知る自由<sup>(注6)</sup>を守り、市民に責任を持って資料や情報を届けるといふ図書館本来の使命を果たすとともに、図書館に集まる人が交流し、ふれあいや心のつながりを大切にできる場所として、市民に愛され、市民とともに成長する「地域と人がつながる知の拠点」をめざします。

また、人生をより豊かに生きる知恵や本市の過去から現在に至るあらゆる情報を集積し、地域の情報拠点として、市民の知りたい、学びたいという欲求に的確に応えます。

さらに、市民が多くの本に触れ、本と出会う楽しさ、新たな知識を得る喜びを感じることができる空間を提供します。

このために、次の3点を基本方針とします。

- ①市民の知る自由を保障し、だれもが等しくサービスを受けることができる図書館
- ②市民の知的好奇心や地域の活性化を図り、暮らしや仕事、住民活動に役立つ資料を収集し提供する図書館
- ③多様化する価値観との出会いの「場」、様々な個性との出会いの「場」として、地域の交流と文化の拠点となる図書館

(注6) 知る自由：巻末の資料編「図書館の自由に関する宣言」参照。

### **3. 基本目標**

「めざす姿」の実現に向けて、次の五つを基本目標として取り組みます。

#### **【目標1】市民の役に立つ図書館をめざします。**

そのために、暮らしや仕事、住民活動に役立つ資料・情報を収集し提供します。

#### **【目標2】だれもが利用できる図書館をめざします。**

そのために、安心して利用でき、どこに住んでいても情報を得られるサービス体制を整えます。

#### **【目標3】子どもが本と親しめる図書館をめざします。**

そのために、家庭・地域・学校をつなぎ、子どもが創造性を伸ばし、心豊かに育つための読書活動を広げます。

#### **【目標4】まちの魅力を発信し、地域の文化的な拠点となる図書館をめざします。**

そのために、地域の歴史や文化のつながりを大切にし、多様化する価値観との出会いを提供します。

#### **【目標5】市民とともにつくる図書館をめざします。**

そのために、市民が暮らしの中で得た知識や経験を多様な活動に生かし、それぞれの人が交流し新たな活動につなげられる場を提供します。

#### **4. 重点目標**

図書館サービスの質を向上させるために、中央図書館開館に合わせ、次の点について、特に重点的、優先的に取り組みます。

##### **①均衡あるサービスの提供**

バランスの良い図書館サービスを提供することをめざします。そのためには、図書館から遠い地域の市民も、図書館のサービスをより手軽に、十分に受けることができるよう取り組む必要があります。そこで、中央図書館の整備と並行して、市北部地域へのサービス拡充を図ります。

##### **②中央図書館を要とした体制への転換**

市内の複数の図書館を統括し、一体的なサービスを提供するための要となり、市民の多様な知的要求に応えることができる資料と職員体制を備えた中央図書館を整備することにより、サービスの質の向上を図ります。

また、年々市の人口が減少すると推計される中、公共施設の配置をこれからの市の状況に合わせて見直すことも必要です。現在の長浜図書館を中央図書館として移転新設すると同時に他の5図書館の機能・役割の見直しをおこない、中央図書館と地域の各館によるネットワークにより、きめ細かく市内のすみずみまで図書館サービスを届けることができる体制とします。

## 第4章 市民のための図書館サービス

公共図書館の基本的機能は、資料を求めるあらゆる人々に、資料を提供することです。そして、公共図書館は、資料に対する要求に応えるだけでなく、資料に対する市民の要求を高め、広げるために活動します。

第3章に掲げる「めざす姿」の実現に向けて、五つの基本目標に沿い、市民の役に立ち、だれもが利用でき信頼を寄せる図書館をめざし、サービスの充実に取り組みます。

### 1. 市民の役に立つ図書館

(現状と課題)

現在、長浜市立図書館では、資料の受入れについては6館で調整し、分担収集しています。このことは、市全体として幅広い資料を収集できるという点では有効ですが、利用者にとっては資料が分散していることによる不便があります。また、書架に並んだたくさんの資料の中から選択したり、関連する様々な資料を発見したりできることは、図書館の魅力のひとつであり、市民の学びを深めますが、特に長浜図書館では開架<sup>(注7)</sup>スペースが狭く、蔵書の大半を閉架<sup>(注7)</sup>に収納せざるを得ないため、利用者が自ら「見て選ぶ」ことが容易ではありません。

レファレンス<sup>(注8)</sup>は、通信を発行するなどして利用促進に努めていますが、まだまだ認知度が低い現状です。また、レファレンスを受けても、資料が各館に分散しているため回答に時間がかかる場合があります。相談しやすい窓口の体制を整え、利用を広げるための取組みが必要です。

館内事業は、これまで児童に対するサービスに力点を置き、おはなし会など子ども向けの行事を多くおこなってきました。しかし、未利用者が来館するきっかけとなり、成人利用者の生涯学習や住民活動に役に立つような事業が十分ではありません。あらゆる世代の興味や関心を喚起し、市民の暮らしに役立つことが必要です。

また近年、スマートフォンやタブレットなどの情報機器の発達により、便利さ、手軽さから関心が高まりつつある電子書籍<sup>(注9)</sup>など、電子媒体による情報を図書館で提供することについても、対応を進める必要があります。

市民が魅力を感じ、役に立つと実感できる図書館となるよう、資料を充実させ、時代や市民の要求に応じた情報提供に取り組む必要があります。

## (取組み)

### ①資料の充実

- ・中央図書館は、利用者が求める資料を自ら選ぶことができるよう開架スペースを広くとり、資料を幅広く収集し蔵書を充実させます。
- ・地域の各館では、児童書や暮らしに役立つ日常的・実用的な資料を中心に収集し提供します。
- ・暮らしに密着した資料のコーナー設置や、興味や関心を広げるような棚づくりの工夫をします。

### ②レファレンス機能の強化

- ・レファレンスの利用を促進するため、中央図書館にはレファレンスデスクを、各館には掲示物などを設け案内し、周知に努めます。
- ・中央図書館の参考資料(注10)や地域資料を充実し、難度の高い事例については中央図書館で調査し回答する体制を整えます。レファレンスの受付は全館でおこないます。
- ・レファレンス事例や回答例のデータ蓄積を進め、活用します。
- ・市民が求める資料・情報を確実に提供するために、県立図書館をはじめ大学図書館や国内の各種図書館との連携を更に進めます。
- ・職員が広い分野のレファレンスに対応できるよう、外部研修への参加や内部研修の実施により、専門性の向上を図ります。

### ③館内事業等の充実

- ・生活の課題を解決するヒントとなり、学習や活動のきっかけとなるよう、知的好奇心を喚起する講座や展示などをおこないます。

### ④電子化資料(注11)への対応

- ・電子書籍や商用データベース(注12)など新しい形態による資料・情報の提供について検討を進めます。
- ・貴重な地域資料の電子化を進め、市民が容易に利用できる環境の整備について検討します。
- ・電子化資料は、紙媒体にはない便利さや手軽さがあるうえ、ページをめくる行為が困難なしょうがい者や高齢者などにも、画面操作だけで容易になる、読みやすい大きさの文字に拡大できる、音声出力ができるなどの長所があります。また、様々な理由により来館困難な人々にも利用しやすいため、導入を検討します。

- (注7) 開架・閉架：開架は、利用者が自由に閲覧できる状態、閉架は書庫等に収蔵・保管しているため、利用者が自由に閲覧できない状態。
- (注8) レファレンス：図書館利用者の調べものの相談に応じること。図書館利用者が学習・研究・調査のために必要な資料や情報を求めたときに、司書が手助けして図書館の資料を提供したり回答したりして、利用者と資料を結びつけること。
- (注9) 電子書籍：紙とインクによる印刷物ではなく、文字、記号、図画のほか音声や動画を紙、金属、樹脂、磁性体などに、電磁的またはレーザー光等で記録した情報や、ネットワークで流通させた情報をいう。読み取るための機器が必要。
- (注10) 参考資料：各種の辞書や事典、図鑑など、調べものをするときに用いる図書等のこと。
- (注11) 電子化資料：市場に流通している電子書籍のほか、破損や劣化が心配な貴重な地域資料などを電子化（デジタル化）して保存、提供するもの。読み取るための機器が必要。
- (注12) 商用データベース：新聞や雑誌の記事、法令・判例などをインターネットを通じて検索することができる。利用には契約（有料）が必要。

## 2. だれもが利用できる図書館

(現状と課題)

合併前に町立図書館がなかった市北部地域では、平成23年から公民館等図書室を図書館のサービスポイントとしてきました。しかし、図書室には蔵書が少なく、専門職員（司書）がいないため、図書館サービスが十分に提供できているとは言えません。市の南東部にも図書館から遠い地域があり、子どもや高齢者など、自分の力で図書館へ行くことが困難な人にも図書館のサービスを届けることができる仕組みが必要です。

市立図書館では、しょうがいのある人が利用しやすい図書館をめざし、平成24年度から計画的に取り組を進めてきましたが、資料の収集や利用を支援する体制が十分でないため、さらに体制を整える必要があります。

本市には、ポルトガル語やスペイン語を母語とする日系外国人なども多く在住しますが、日本語以外の資料や情報を提供する体制が十分ではないため、関係機関との連携や継続的・体系的な収集が必要です。

新聞や雑誌などを閲覧し、館内でゆったりと過ごすことを目的に来館する人もいる一方で、小さい子ども連れでの利用者の中には、子どもが大きな声を出すと迷惑をかけるからと来館をためらう人もあります。

だれもが利用しやすい図書館とするために、それぞれの利用者に応じた様々なサービスを提供していく必要があります。

(取組み)

①来館が困難な人へのサービス

- ・図書館から遠い地域に住む人や交通手段を持たない人に対する図書館サービスを拡充するための手だてとして、公民館等図書室や学校図書館との連携によるサービスポイントの増設や移動図書館車(注13)の導入などを検討します。
- ・高齢や療養、産前産後などの理由により来館できない人へ、宅配(有料)で貸出・返却できる仕組みを検討します。

②しょうがい者へのサービス

- ・音訳(注14)資料製作や対面朗読(注15)・代読サービス(注16)に対応できる部屋を中央図書館に設けるなど、しょうがい者サービスを拡充します。
- ・しょうがいのある人の利用を支える図書館ボランティアを養成する講座を開催し、人材の育成を図ります。
- ・しょうがいのある人にもわかりやすく利用しやすいように、館内の設備やサイン(案内表示)を工夫し、館内での利用や学習活動を職員やボランティアなどが支援できる体制を整えます。
- ・しょうがい等により来館が困難な人を対象に実施している郵送貸出サービス(注17)は、関係機関と連携し、提供できる資料の数や質の向上を図ります。
- ・関係各課や団体などと連携協力し、対象者やその家族に向けてサービスの周知を図ります。

③子育て世代へのサービス

- ・赤ちゃんと保護者を対象としたおはなし会の開催、親子で過ごす場の提供、木製おもちゃの貸出、育児書や子育て情報の提供などを通じ、子育てを支援します。
- ・子ども連れの親子が他の利用者に気兼ねなく、また安心して利用できるよう、スペースや設備などを工夫します。
- ・ブックスタート(注18)事業を継続し、絵本を通じて図書館が子育てを支援していることを伝えます。また、ブックスタートボランティア養成講座を開催して人材を育成します。
- ・子育て支援施設などと連携を進め、子育て情報の提供や親子向けの事業などをおこないます。

④高齢者へのサービス

- ・館内でゆったりと過ごすことができるよう、高齢者に関心の高い健康情報

や趣味などに関する図書や雑誌、新聞を充実させます。

- ・社会参加やボランティア等、新たな活動のきっかけとなるような講座などの事業をおこないます。
- ・高齢者の施設への団体貸出を促進します。

#### ⑤外国語を母語とする人へのサービス

- ・言語の違いによる情報格差を軽減し、在住外国人へのサービスを充実させるため、関係各課や団体などと協力し、外国語で書かれた資料の収集・提供を進めます。

(注 13) 移動図書館車：図書館資料を積み、あらかじめ決めてある地域の施設等を司書が巡回して貸出・返却をおこなう専用の車。貸出・返却・予約やレファレンスの受付などの図書館業務をおこなう。

(注 14) 音訳：閲覧サービスをしょうがい者・高齢者を含むすべての人に保障することを目的に、視覚しょうがい者や印刷された通常の図書等を読むことが困難な人のために図書館資料を音読すること。また、録音資料を作成すること。

(注 15) 対面朗読：視覚しょうがい者や印刷された通常の図書等を読むことが困難な個人のために対面で音読すること。

(注 16) 代読サービス：視覚しょうがい者や印刷された通常の図書等を読むことが困難な人のために、親書を含む求められるすべての活字等を音読すること。

(注 17) 郵送貸出サービス：視覚しょうがい者や身体しょうがい者等へ郵便により資料の貸出・返却をおこなうサービス。

(注 18) ブックスタート事業：絵本を通じて親子のふれあいを深め、子どもの言葉と心を育むことを支援するための取組み。長浜市では、司書、ボランティア、保健師が協力し、4か月児健診時に市内のすべての赤ちゃんと保護者にメッセージを伝えながら絵本を手渡している。

### 3. 子どもが本と親しめる図書館

(現状と課題)

平成22年の合併以降、学校への支援を市立図書館の重点事業とし、図書館からの距離に関係なく市内すべての子どもの近くへ新鮮な本と本の楽しさを届けることを目的に、小学校全クラスへの学級巡回文庫<sup>(注19)</sup>、小中学校への出向おはなし会やブックトーク<sup>(注20)</sup>などを開始しました。また、教科や単元のテーマごとの資料貸出を通じて、資料面で学習活動を支援してきました。平成25年度には、学級巡回文庫を中学校へも広げました。

平成25年度には「長浜市子ども読書活動推進計画」(第2次)を策定し、「けやきっ子プロジェクト」として長浜市の子どもが読書を通じて市の木けやきのようにのびのびと育つことをめざして取組みを始めました。

学校図書館や園の絵本コーナーは、蔵書管理や活用のための仕組みづくりが不十分な学校・園もあるため、子どもや教員・保育者がさらに使いやすくなるように、図書館が支援を進める必要があります。

平成26年度には一部の小学校に学校司書(注21)の配置が始まりました。配置された学校では学校図書館の資料が整備され、活用が進んでいます。今後、学校司書の配置が進むことで、学校図書館が活性化するため、学校司書を通じた学校図書館との新たな連携体制や支援のあり方を考えていくことが必要です。

図書館は、学校図書館や園、子どもと本をつなぐ大人への支援を通じて、子どもの読書活動を推進する仕組みを考える必要があります。

#### (取組み)

##### ①子どもの読書活動の推進

- ・「長浜市子ども読書活動推進計画」(第2次)に沿い、乳幼児からおおむね18歳までの子どもを対象に、家庭、地域、学校、関係各課や機関と連携しながら、子どもの読書活動の推進に必要な施策を実施します。

##### ②学校図書館との連携

- ・児童生徒や教職員が使いやすい学校図書館になるよう、学校からの求めに応じて、蔵書管理や書架の配置、図書の並べ方についての助言をおこないます。
- ・学校司書へは、学校図書館の運営への支援や資料・情報の提供をおこないます。
- ・学校図書館支援センター(注22)の設置も視野に入れ、図書館と学校のコンピュータシステム(注23)や資料配送システム(注24)などのネットワーク構築を進め、学校司書との連携により学校図書館の活性化を支援します。
- ・市立図書館と同規格のコンピュータシステムを配備するなど、図書館と学校図書館の資料の共有化を進めます。蔵書の初期登録や運用等を図書館が支援します。
- ・子どもたちが図書館資料の分類などのルールや図書館利用の方法を知ることが、生涯にわたる図書館利用の礎となります。このことから、学校からの来館による利用学習や体験学習を受入れます。

### ③園との連携

- ・園の絵本の活用が進むよう、園からの求めに応じて書架の配置や絵本の並べ方についての助言をおこないます。
- ・乳幼児期から子どもが図書館に親しむことができるよう、園からの来館を受入れ、絵本の貸出やおはなし会をおこないます。

### ④子どもと本をつなぐ大人への支援

- ・親子や保護者、ボランティアを対象に、絵本や読み聞かせについての講演会などを開催します。
- ・読み聞かせや図書整理のボランティア活動を支援するための実践的な講習会や講演会を開催し、ボランティアのスキルアップとリーダーの育成を図ります。
- ・子どもたちの身近にいる教師や保育者が本や絵本についての理解を深められるよう、関係機関がおこなう研修会等に協力します。
- ・教師や保育者が教育活動や教材研究のために必要とする資料を充実させ、提供します。

(注 19) 学級巡回文庫：本市では、学年に応じて司書が選書した40冊を箱に入れ、市内の小中学校のすべてのクラスへ月1回配本している。特別支援学級へは1回15冊を同様に配本。市内の小学生から募集し決定した愛称は「おはなしのたからばこ」。

(注 20) ブックトーク：特定のテーマのもとに、多様なジャンルから本を選び、そのあらすじを語ったり一部を読んだりして紹介し、子どもたちの読書への興味を喚起する手法。

(注 21) 学校司書：司書教諭とともに、学校図書館の運営の改善および向上を図り、児童・生徒および教員による学校図書館利用を一層促進させるため、専ら学校図書館の職務に従事する職員のこと。学校図書館法の一部改正（平成27年4月1日施行）により設置の努力義務が定められた。平成26年度、本市では小中学校合わせて40校のうち小学校3校に配置した。

(注 22) 学校図書館支援センター：学校図書館の機能の充実・強化を図るため、学校図書館の活用や運営に対して指導・助言等をおこなう機関のこと。学校図書館間の連携や調整もおこなう。

(注 23) コンピュータシステム：学校図書館の蔵書管理や児童生徒への貸出に用いられている。本市では配備していない学校もあり、配備していても規格は学校により様々。

(注 24) 資料配送システム：現在、6図書館の間で図書館資料を有効活用するため、委託により週2回配送（回送）している。

## 4. まちの魅力を発信し、地域の文化的な拠点となる図書館

(現状と課題)

本市は、豊かな自然と歴史文化が息づき、伝統的な文化や祭事等が市内各地域に受け継がれています。図書館は、地域の歴史や文化を次世代へ伝えることを重要な責務として、地域に関わる資料の収集と保存に努めてきました。図書館が地域と人をつなぎ、まちの情報を一体的に収集・提供することは、市民はもちろんのこと、来訪者、そして全国に向けてまちの魅力を発信する拠点として期待されています。

市内には各地に博物館や資料館がありますが、これらの施設と図書館が有効に連携して情報を提供する体制は整っていません。郷土のことをもっとよく知りたいと望む市民が、「ここへ来れば長浜市のすべてがわかる」と言える地域資料の収集と情報提供の体制整備が必要です。地域のまちづくりに関する情報や子育て情報など、暮らしに役立つ情報を市民が知ることができる場としても図書館は期待され、過去を大切にしながら時代とともに歩み、時代の先を考える図書館であることが望まれています。

また、市民に作品や活動を発表する場を提供することで、市民が多様な価値観と出会い、市民相互の新たな交流が生まれ、生涯学習活動がさらに活発化します。

新たに建設される中央図書館は、市民活動支援機能や産業支援機能などとの複合であることから、これまで以上に人が集い交流する利点を生かした新しいサービスへの取組みも必要となります。

(取組み)

### ①地域資料や行政資料の収集

- ・中央図書館が中心となって収集・保存する機能を充実させ、積極的な公開や情報発信をおこないます。
- ・市役所各課・機関や関係団体の協力を得て、収集体制を整備します。
- ・研究者や地域の歴史を知る市民の協力を得ながら収集に努めます。
- ・関係機関と協力し、地域資料の作成を含め、図書館が地域の資料や情報を将来に継承する方法について検討します。

### ②市の情報の提供

- ・地域活動や市民活動の情報、行政情報や観光情報を収集し、市民が地域活動や子育て、暮らしに役立つ情報を得ることができるコーナーを中央図書館に設置します。
- ・中央図書館で集約した情報は、地域の各館を通じて市内全域に発信し活用

できる体制を整えます。

### ③博物館や資料館との連携

- ・地域の歴史や民俗に関する専門的なレファレンスに対応するため、市内の博物館や資料館と連携し、図書館で資料や情報を提供する体制を整えます。
- ・博物館や資料館の企画行事と関連付けた資料提供をおこないます。
- ・歴史資料については、博物館等と連携して保存・活用・提供を進めます。

### ④活動発表の場の提供

- ・個人や団体が、その能力や知識を存分に発揮し生き生きと輝くことができるように、また、それぞれの地域の人が集まり新たな交流を生み出すことができるように、作品を展示したり活動を発表したりできる市民の交流の場を提供します。

## 5. 市民とともに作る図書館

### (現状と課題)

長浜市立図書館では、これまでから市民とともに企画・運営する事業などを開催してきました。また、積極的に市民ボランティアを募り、受け入れてきました。これは、活動する場を提供するとともに、市民が図書館を知り親しみを持つことで、図書館と一緒に創っていきたいと考えてきたからです。市民の声が図書館をより有意義な機関に育て、図書館の可能性を広げます。

ボランティア参加者の中には、個人で活動する人とグループで活動する人とがあり、他のボランティアグループとの交流や情報交換を望む声が多く聞かれます。

図書館には、図書館と市民がつながるだけでなく、市民の活動を支援することで、市民と市民をつなぎ、さらに大きな活動へと広げていく場となることが期待されています。

### (取組み)

#### ①市民との協働の推進

- ・市民の暮らし、地域における活動の中からつくり出され、発見される文化や記録、情報などを市民とともに収集することで、市民が交流し新しいものを創造する場を提供し、情報を地域の資源として蓄積・提供していく取組みを進めます。
- ・市民の協力を得て事業を開催したり、市民の主催事業を図書館が支援したりして、市民の図書館運営への参画を促進します。

## ②ボランティア活動の推進

- ・図書館や読書に関するボランティア（個人・グループ）が、交流や情報交換等ができる機能を中央図書館に持たせます。ボランティアの受入れや活動支援は、地域の各館でもおこないます。
- ・図書館を拠点として活動するボランティアが継続して安定して活動できるよう支援します。

## ③図書館協議会等の活用

- ・図書館のサービスを検証し、意見を述べる機関として図書館協議会を活用し、図書館サービスの向上につなげます。
- ・市民の声が活かされる運営をめざし、利用者や未利用者から図書館のサービスについての意見を聴く機会を設け、サービスの向上に反映させます。
- ・講演会や講座の開催時には、暮らしの役に立ち、より多くの市民が求める内容で開催できるよう、アンケートを実施して意見を次の企画に生かします。

## 第5章 図書館機能充実のための施設整備

本計画の重点目標として、均衡あるサービスを提供することと、その要となる中央図書館の整備に取り組みます。また、中央図書館の開館に合わせ、既存の図書館の機能と役割の見直しをおこない、体制を再編します。

中央図書館は、「長浜市役所本庁跡地等利活用基本方針」により「人・文化・産業が織りなす、活力と魅力あふれる都市空間の創出」をめざす複合施設の一部です。市内の複数館を統括し一体的な図書館サービスを提供する要となることはもちろん、市民が活動し交流できる場、地域と人をつなぐ知の拠点として、また複合施設であることを生かした新しいサービスの拠点として整備します。

第4章に掲げる図書館サービスをより効果的に提供するために、中央図書館と地域の各館とのネットワークを整備し、より質の高い図書館サービスを提供します。

### 1. 均衡あるサービス提供のための新しい体制

(現状と課題)

南北に広い市域の中で図書館の配置に地理的な偏りがあるうえ、各館が地域を対象とした規模である現状では、図書館サービスを市のすべての地域へ行きわたらせ、市民の多様な知的要求に応えることが困難です。また、運営も非効率です。

図書館サービスの質を向上させるためには、新たな体制への転換が必要です。

そこで、市内の図書館を統括し市全体をサービス対象とする高機能な中央図書館を整備することと、同時に、市北部地域でのサービス拠点となる図書館を整備することが重要です。中央図書館と、各地域で身近なサービスをおこなう地域の各館が一体となり、より質の高いサービスを効果的に提供できる体制を整える必要があります。

市立図書館の体制再編にあたっては、同時に施設の有効活用を検討する必要があります。

(取組み)

#### ① 6 図書館の体制整備

- ・現在の長浜図書館を中央図書館として移転新設します。
- ・中央図書館の開館に合わせ、高月図書館を「北図書館」と改称し、市の北部地域における図書館サービスの拠点として充実を図ります。浅井・びわ・

虎姫・湖北図書館を「サテライト（注25）」とします。

- ・中央図書館および北図書館は広域を、各サテライトは各地域をサービス対象とします。

#### ②北部地域へのサービス拡充

- ・図書館のサービスポイントである木之本・西浅井の公民館図書室および余呉文化ホール図書室を、市立図書館のサテライトとします。
- ・木之本・余呉・西浅井サテライトにも図書館司書を配置する日を設け、利用しやすい書架となるよう蔵書構成や配架を工夫するとともに、おはなし会をおこない、読書案内（注26）や簡単なレファレンスに応じます。また、蔵書は、地域のニーズを考慮しながら選書します。購入や図書館からの移管などにより更新を図り、小規模ながらも新鮮で魅力ある蔵書構成に努めます。
- ・北図書館は、北部地域のサテライトの資料や運営を支援し、資料配送の北部拠点とします。

#### ③中央図書館の役割

- ・中央図書館は、市立のすべての図書館を統括し、一体的なサービス提供と管理運営の中心的役割を果たします。
- ・中央図書館は、資料と司書を集約することでより専門性を高め、市民の多様な知的要求に応えます。
- ・中央図書館は、来館者に対してだけでなく、北図書館およびサテライトを窓口として中央図書館の資料やサービスを市内全域の人々へ提供します。
- ・事業の企画や庶務、全館の管理運営を中央図書館で一括して処理し、事務の効率化を図ります。

#### ④地域館の役割

- ・中央図書館以外の館（北図書館および各サテライト）を地域館とします。
- ・地域館は、これまで各館が大切にしてきた地域に根ざしたサービスを継承します。
- ・地域館の庶務や企画部門は、中央図書館へ集約します。
- ・地域館は、自館の蔵書の提供だけでなく、中央図書館や他の地域館の蔵書の貸出、返却、予約・リクエスト（注27）、レファレンスの窓口になります。
- ・地域館は、その地域で活動する団体・ボランティアの活動を支援するための資料・情報および活動の場を提供します。
- ・サテライトでは、児童向けの資料や暮らしに役立つ日常的・実用的な資料

を中心に備えます。

- ・サテライトは、地域の人々が気軽に集い、くつろぎ、情報交換するなど、サロンとして利用できる空間を提供します。

#### ⑤施設の有効活用

- ・サテライトは、他の教育施設・機関との複合化を進めることにより、教育効果の向上と施設の有効活用を図ります。小学校や中学校の学校図書館と複合し、地域開放型の学校図書館とする方向も検討し、市立図書館と学校図書館との連携を進めます。
- ・サテライトを学校図書館と複合化するにあたっては、学校運営協議会や学校図書館の運営ボランティアなど、市民との連携・協働を進めます。

#### 中央図書館開館後の組織・役割

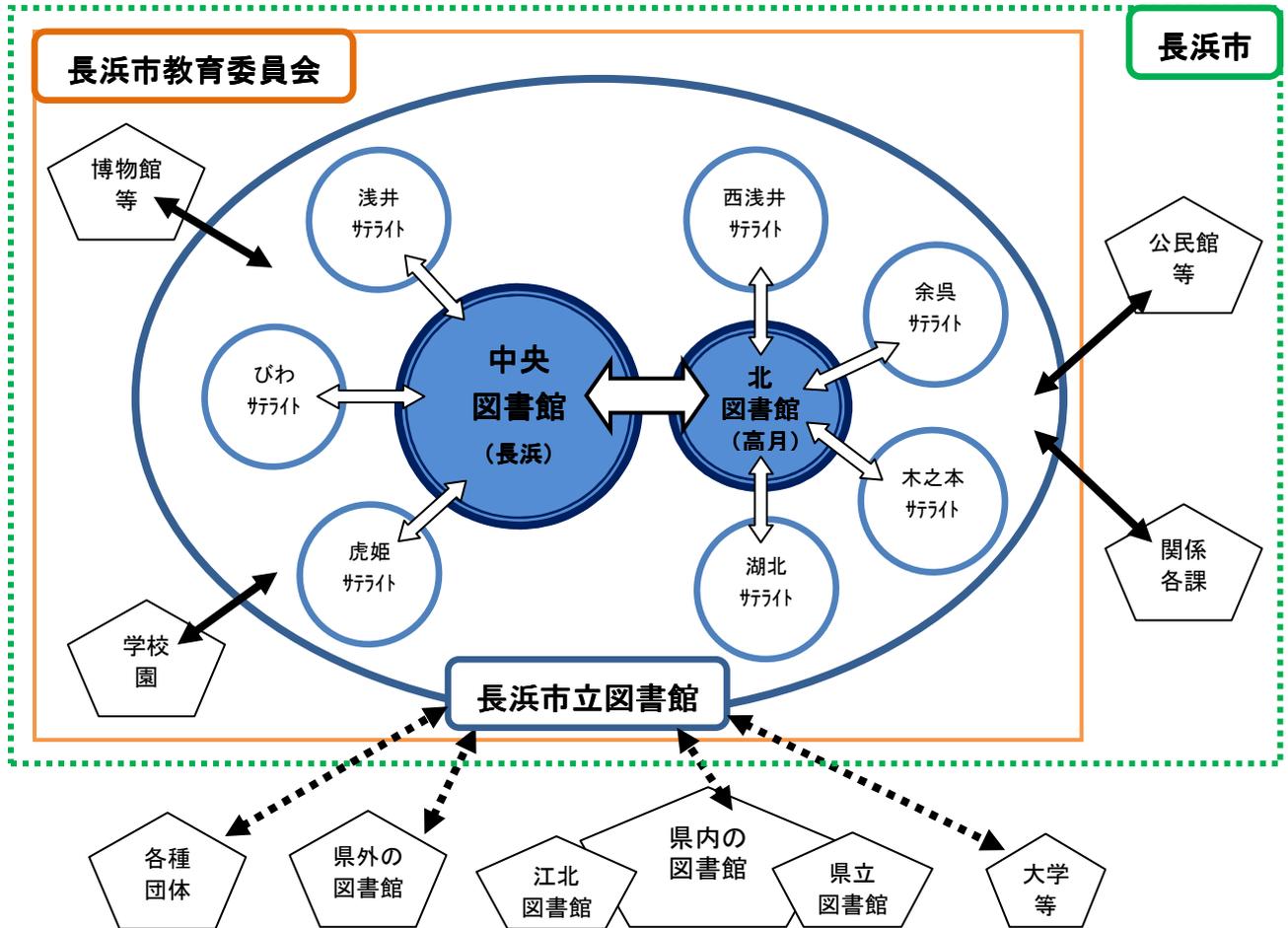
総称	区分	館の名称	役割
長浜市立図書館	中央館	長浜市立中央図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市全域を対象としたサービス</li> <li>・市立図書館全体の統括（サービス面・管理運営面）</li> <li>・地域館の活動支援</li> <li>・資料流通集配の拠点</li> </ul>
	地域館	長浜市立北図書館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市北部地域を対象としたサービス</li> <li>・資料流通集配の北部拠点</li> </ul>
		長浜市立図書館浅井サテライト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各地域を対象としたサービス</li> <li>・児童書、日常的・実用的な資料や情報の提供に対応（資料はすべて開架とする）</li> </ul>
		長浜市立図書館びわサテライト	
		長浜市立図書館虎姫サテライト	
		長浜市立図書館湖北サテライト	
		長浜市立図書館木之本サテライト	
		長浜市立図書館余呉サテライト	
長浜市立図書館西浅井サテライト			

(注25) サテライト：ここでは、中央図書館から離れた場所で中央図書館のサービスを提供する機能のこと。

(注26) 読書案内：利用者の読書に関する相談を受け、図書等を案内すること。

(注27) 予約・リクエスト：予約は、貸出中の資料の順番待ちや市内の他館からの取り寄せのこと。リクエストは、市内の図書館に未所蔵の資料を要求すること。図書館では、購入または市外の図書館からの借受により利用者へ提供する。

中央図書館を要とした新しい体制のイメージ



## 2. 中央図書館に求められる機能と役割

(現状と課題)

図書館は小さな子どもからお年寄りまで、人が資料や情報と出会う場であり、人と人、人と資料とを「つなぐ」ことができます。図書の貸出だけでなく、自由な雰囲気のあるロビー空間を設け、気軽に立ち寄れる雰囲気をつくることで利用が広がり、子育て世代の保護者や中学生・高校生、高齢者の居場所としても機能し、多世代利用者の交流を促すことも望めます。

また、新設される中央図書館は、市内の全図書館を統括する機能はもちろんですが、中心市街地にあり、複合施設でもあることから、人が交流し、まちのにぎわいを生む施設として、中心市街地全体を活性化することも期待されます。他の施設や機関と有機的に連携しながら市民の交流を促進し、市民活動・文化活動をもとに、歴史・文化を伝承し、新たな市民文化を創造する「交流・文化拠点」として、地域と人をつなぎ、市民の興味関心の広がりや全市的な交流に

つなげる機能も求められます。

中央図書館は、すべての市民の知的要求に応える拠点となるために、時代の変化に対応した多様なサービスを提供する必要があります。

(取組み)

①市民が交流し活動を広げる機能

- ・中央図書館が集会や市民活動、展示や発表の機会を提供することで、様々な世代の市民が憩い、集う場となります。
- ・地域で活動する人やグループが、中央図書館で活動の成果を発表することにより活動を広げ、新たな交流につなげる拠点となります。
- ・図書館で活動成果を発表する出展者はもちろん、作品を見に来た人にも図書館を利用するきっかけをつくり、様々な活動と市民とをつなぎます。

②地域の知の拠点としての機能

- ・市の最新の情報はもとより、地域に関する資料を積極的に収集・提供します。
- ・長浜市の歴史や文化を記録し、未来へ継承する方法を検討します。
- ・地域にゆかりの深い歴史上の人物や伝統的な祭り、産業や観光などを意識して長浜市の魅力を市の内外にアピールする幅広い資料収集と提供に努めます。

③複合施設であることを生かした機能

- ・公民館と連携し、市民の生涯学習活動を効果的に支援します。
- ・産業や地域経済への理解を深め、地域経済の活性化が支援できるよう、商工経済関連施設と連携を深め、調査や研究に有効な資料を収集・提供します。
- ・中央図書館が産業創造センターや商工会議所との複合施設である利点を生かし、人的支援と資料による支援を一体的におこなえるよう連携を図り、多角的なビジネス支援サービスの提供を検討します。
- ・市民のボランティア活動への支援について、市民活動支援コーナーや社会福祉協議会との連携を検討します。

### 3. 中央図書館の施設要件

(現状と課題)

図書館は、静かに本を読みたい利用者もいる一方で、ある程度のにぎわいを

好む利用者もいます。小さい子どもを連れた保護者、しょうがい者、高齢者など、だれにでもやさしく気兼ねなく利用できる施設であることが望まれます。利用者にわかりやすく、無駄のない動線が確保されること、施設の管理が容易であることも重要です。

また、将来の様々な利用形態の変化に柔軟に対応可能な施設とすることが必要です。

#### (取組み)

##### ①にぎわいと静寂性への配慮

- ・静かに本を読んだり調べものをしたりするコーナーと、ある程度のにぎわいが生まれるコーナーを区分し、市民の多様な利用に配慮します。

##### ②人と地球環境にやさしい施設計画

- ・施設の内外は、ユニバーサルデザイン<sup>(注28)</sup>に沿った仕様とします。
- ・書架の高さや間隔は、子どもや車いす・ベビーカーでも利用しやすいよう配慮します。
- ・床材は滑りにくく、摩擦音が発生しないなど、音にも配慮した素材とします。
- ・書架や家具の材質、サイン(案内表示)のデザインなど、わかりやすく利用しやすいものを採用します。
- ・サービスカウンターの位置など、利用者と職員の距離や動線などを考慮した形状とします。
- ・採光や換気・空調設備など、自然環境に配慮した施設とします。

##### ③新しいニーズへの対応

- ・情報化や電子化など、時代とともに変化する利用者の図書館に対する要望や図書館に関する情報技術の進歩に柔軟に、迅速に対応できる施設・設備を整備します。
- ・利用者へのサービス向上を図るため、業務の機械化や自動化を積極的に導入します。

(注28) ユニバーサルデザイン:「すべての人のためのデザイン」のこと。年齢や言語、身体的特徴などに関わらず、特別な支援をしなくてもだれにでも使いやすいように建物や製品などをデザインすること。

## 4. 中央図書館の規模設定

(現状と課題)

長浜図書館を会場として開催する講演会や講座などには、市内各地域からの参加があります。しかし、駐車場も集会施設も狭いため、定員を抑えざるを得ません。このことから、多人数で利用できる集会室と十分な駐車場を備えた図書館が望まれます。

新設する中央図書館は、市立のすべての図書館の要となる機能と規模を備えると同時に、市民の交流や中心市街地の活性化を図る新しい公共施設（複合施設）です。人と人が出会い、知恵や経験を共有し交換することで知的創造や交流を生み出すことができるような魅力のある空間となるよう、今後「長浜市役所本庁跡地等整備基本構想」（平成27年3月策定予定）に沿い、他の機能と調整しながら建築計画を進める必要があります。

(取組み)

### ①中央図書館の規模設定

「図書館の設置及び運営上の望ましい基準」（平成24年12月文部科学省告示）および「公共図書館の任務と目標」（平成16年日本図書館協会）を基に示された人口区分ごと目標基準値を参考に、また、国内の人口同規模自治体の実績等を参考にして、めざすべき本市の中央図書館の規模を以下のとおりに設定します。

蔵書冊数	30万冊
開架冊数	18万冊

### ②中央図書館の機能と空間構成（案）

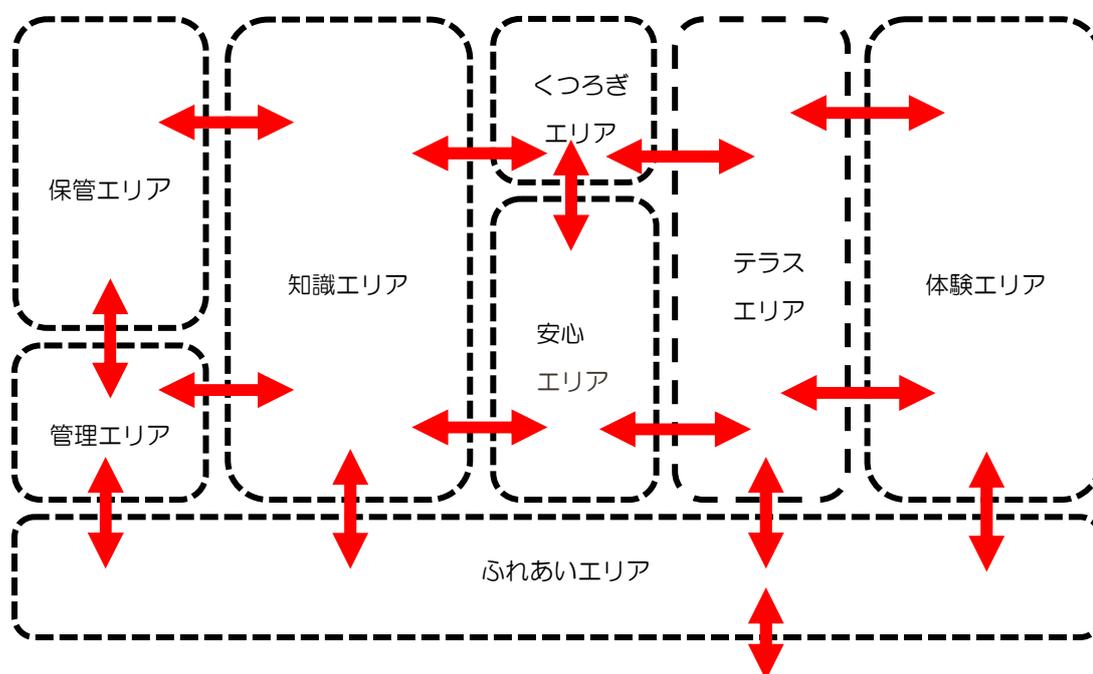
本市がめざす図書館の姿「地域と人がつながる知の拠点」を実現するために、小さなまとまりのある空間同士を有機的につなぐことで、施設を一体的に利用することができる空間を構成します。

そこで、関連する機能を活動や利用内容により八つのエリアにグループ化します。各機能（エリア）が相互に作用することで施設としての一体感を生み出すように全体を構成し、有機的につながるように関係付けます（図1）。

※ この案は、図書館の個別機能としてのイメージです。複合施設としての各機能の利用形態や連携・共用のあり方も踏まえ、「本庁跡地等整備基本構想」に沿い今後進められる設計の段階で改めて検討します。

- i) 来た人が出会い交流できるための「ふれあいエリア」
- ii) 知的活動と課題解決を支えるための「知識エリア」
- iii) 個人やグループの学習活動を支えるための「体験エリア」
- iv) くつろぎの時間を過ごせる「くつろぎエリア」
- v) 子育て世代の人が安心して過ごせる「安心エリア」
- vi) 自由に時間を過ごせる「テラスエリア」
- vii) 施設を管理するための「管理エリア」
- viii) 資料を保管する「保管エリア」

図1 中央図書館の空間構成のイメージ



i) ふれあいエリア

気軽に入ることができ、人と人、人と情報をつなぐ、ゆとりある明るいロビー空間です。風除室、エントランスホール、観光やサークル活動、市の情報などを提供する情報コーナー、借りた資料を読むことができるカフェや飲食可能なフリースペース、ミニコンサートも可能な学習成果を発表するギャラリーなどを計画します。

駐車場から雨や雪に濡れない動線を確認し、施設内の専用ベビーカーや車椅子、ブックカートを置くスペースを設けます。またカフェや情報コーナーにも、インターネット端末やOPAC（資料検索機）（注29）を設置します。

## ii) 知識エリア

地域の知の拠点として、一人ひとりの知的活動を支援するための情報を提供する空間です。閲覧席は書架の間からわかりやすい位置とし、外を見て過ごせるなど明るくて開放的な場所に設けます。図書館の資料を使った打ち合わせができる空間にも配慮します。サービスカウンターをはじめ、様々なコーナーや公開書庫、対面朗読・録音室などを計画します。

階が2層以上に分かれる場合は、人通りも多くにぎわいのある1階に比較적으로よく読まれる資料（ポピュラーライブラリー）、静かに集中して調べものができる上階に専門的な資料（レファレンスライブラリー）を分けて配置します。にぎわいのある階には、他人を意識せずに利用できる閲覧席や、交流が生まれるような席の配置を行います。雑誌コーナーはにぎわいのエリアに、新聞コーナーは静かなエリアに分けて平置きの閲覧が可能なスペースを計画します。図書館本来の静かに本が読める空間にあっても、にぎわいの空間を合わせて確保します。

参考図書・地域資料は、地域の資料を積極的に収集して利用者へ提供し、キヤレル（注30）席、4人掛け机、研究個室をいくつか用意し、地域の書斎として機能するように資料と家具や設備を整えます。青少年（ヤングアダルト）は、一般開架側に配置して会話も可能なグループ学習室の併設を計画します。

出入り口を集約してBDS（貸出確認装置）（注31）の設置数を最小限にし、職員の管理も容易にします。

資料を配置する書架は、開館後にも配置変更が可能なようにシンプルな配置とし、各種サイン（案内表示）も変更しやすいものとします。

## iii) 体験エリア

個人やグループの学習を支援するための多機能さを持たせ、図書館からの情報の発信を積極的におこないます。また、話題性のある体験ができ、専門的な設備を使う学習活動を支援するため、参考とできる資料とつながるような仕組みを作ります。

中高生の図書館利用を促進する上でも、学習支援室、平土間の多目的ホール、防音仕様の音楽スタジオ、水が使える工作室、Wi-Fiスポットのあるパソコン持ち込みに配慮した席などを設けます。

ふだんは他のエリアとは扉で区切っておきますが、学校からの社会科見学や来館学習などの時は、扉の開閉位置を変えることで知識エリアなどと一体的に利用が可能となる構造とします。また、講演会や映画会、人形劇など地域の劇団の発表や上演にも対応できる可動式の間仕切りを設置します。

日常の管理や災害時の安全性に配慮した空間とします。

#### iv) くつろぎエリア

本を読みながら1日をゆったりと過ごせる空間です。屋外テラス、畳のスペース、静かに読書できるサイレントルーム、お茶などを飲める場所などを設けます。

様々な利用に対応するように、様々な形態や素材の椅子・机を計画します。窓を大きくとり自然光が柔らかく入り込み、外の景色を眺められる場所を設けます。

#### v) 安心エリア

子ども連れの保護者が、安心して子どもを見守ることができ、一緒に絵本を読み、触れ合うことのできる空間です。家庭に引きこもりがちな人の外出を促すように、近づきやすく親しみのある空間とします。

児童開架は、子どもの目線に合わせた児童用サービスカウンター、表紙を見せて配架できる低書架、親子で利用できる椅子、靴を脱いで利用するおはなし室、屋外の読書スペースや子ども用トイレなどを計画します。

保護者同士が情報交換できる育児サロンとしても機能し、読み聞かせボランティアが絵本を見ながら相談できる小部屋（チャットルーム）も設置します。

乳幼児を連れていても安心して滞在できるように、授乳やおむつ替え、子どものトイレは保護者が男女を問わず気兼ねなく利用できるように配慮します。ベビーカー置き場、プレイルームなどを設け、転んでも安全な床材や家具を配置します。

#### vi) テラスエリア

風除室から入ると通りの奥に明るいテラスが見え、その先に行ってみたいと思える奥行きのある緑豊かな中庭空間を設けます。この中庭空間は、読書はもちろん飲食も可能とし、屋外でのワークショップやイベントにも利用できるウッドデッキやタイルなど、堅い床を部分的に計画します。

#### vii) 管理エリア

図書館施設を管理するための空間です。事務室、選書作業・整理作業室、印刷室、パソコンサーバー室、スタッフルーミング、更衣・ロッカー、ボランティア活動室などを設けます。作業室・印刷室は、全館の作業を集約するため大きめとします。また、全館の資料を現物見計らいにより一括選書し発注、受入れ装備することもできる作業スペースにミーティングスペースを設け、システム端末を置きます。

事務室とカウンターとの動線は最短距離とします。

viii) 保管エリア

中央図書館としての役割を考慮し、開架スペース以外に12万冊の蔵書を保管できるスペースを確保し、特に地域資料、参考書、専門書等も保存します。書庫内にコンピュータシステムの端末を置き、作業スペースを確保します。

電動の集密書架、新聞書架、貴重書庫などの書架スペース、移動図書館車の車庫と作業スペース、荷捌きや寄贈資料保管のスペースを設けます。

職員が資料を出し入れしやすい動線を確保し、知識エリアからは最短距離とします。

郵便・荷物・資料配送便の発受スペースは、利用者の駐車場とは別の位置に設け、風雨天時でも資料の入れ替え作業が容易となり、コンピュータシステムの端末を置いて作業できるように計画します。

北図書館および各サテライトへの資料の配送は、中央図書館が各館をバックアップするための重要な業務であることから、このための作業スペースを十分に確保します。

(注 29) O P A C : オンライン蔵書目録のこと。かつて図書館の蔵書目録は、書誌情報・所在情報を記したカードで作成していたが、これを電子化し、かつネットワークにより公開して一般の利用を可能にしたもの。Online Public Access Catalog の略。

(注 30) キャレル : 資料を閲覧するための一人用の机。前方に目隠しまたは柵が付いている。

(注 31) B D S : 出入り口に設置し、貸出し手続きを済ませたことを確認する装置。Book Detection System の略称。

## 第6章 計画推進のための管理運営体制

前章までのサービスを継続的に提供する基盤を整備し、資料・情報を市民に責任を持って確実に提供する市の教育機関として、図書館サービスの専門家（司書）を適正に配置し、教育行政を効果的に推進する図書館運営をめざします。

本市の図書館がめざす姿を将来にわたって実現していくために、人口分布や市民のニーズを見極めながら、より質の高いサービスを効果的に提供できるよう、管理運営体制の改善を続けます。

### 1. 運営方法

（現状と課題）

図書館の管理運営は、市民の求める資料・情報を提供するという役割を責任を持って継続的にこなうことが大切であり、効果と効率を求めつつ、その時代に応じた市民のニーズに応えられる柔軟さが求められます。

滋賀県では、県立図書館を中心に県内のすべての公共図書館が参加し、サービスを向上させる資料情報の共有や研修体制、レファレンスサービスの支援など、個々の職員が経験の中で蓄積した専門家集団としての協力体制が整っています。引き続き公共図書館相互の協力が重要と考えられます。

本市では、広い市域の中で中央図書館を要とした複数館を有機的に機能させることで、効果的にサービスをおこなおうとしています。また、学校教育や各機関が協力し子どもの読書活動を推進しています。その目標達成のためには、教育委員会や関係課が一体となった連携や市民との関わりが重要です。したがって、今後、本市がめざす図書館の姿を実現するために、市民協働の視点や長期的な視野に立ち、本市に最もふさわしく効果的な運営方法を検討することが必要です。

また、中央図書館を中心とした新しい体制のもと、各館の開館日および開館時間をわかりやすく利用しやすいものとし、各館の規模と役割に応じた効果的な職員配置とすることが不可欠です。市民の生涯学習を支える図書館が将来にわたって大きく成長するためには、職員の質の向上と併せ、市民との協働が欠かせません。

今後も、その時々状況に合わせて常に見直しをおこなう中で、全体として効果的な運営ができるよう、継続して検討することが必要です。

(取組み)

①管理運営主体

- ・中央図書館を要とした複数館の体制で全市域へ効果的なサービスをおこなうため、また学校教育と一体となって子どもの読書活動を推進するための基盤を整備中であることから、中央図書館は当面は市が直接運営します。
- ・北図書館およびサテライトは、他施設との複合化や多機能化、学校図書館への併設を進めつつ、指定管理者制度の導入や市民協働による運営手法も検討していきます。

②開館日・開館時間

- ・中央図書館を中心に全館で一体的で効果的なサービスを提供するため、中央図書館の開館に合わせ、各館の開館日および開館時間を見直します。
- ・中央図書館は、年末年始および特別整理期間の休館のほかは、週休や月末の館内整理による休館日を現在より少なくし、年330日以上の開館をめざします。

③職員の配置と資質向上

- ・全館を統括する館長を中央図書館に置きます。
- ・中央図書館で全館の事務を集約し企画・執行します。
- ・職員（司書職）の育成を図り、常に司書の専門スキルを向上させるため、研修の体制を整えます。

## 2. 資料管理

(現状と課題)

中規模館並立の現在、資料は各館で分散して所蔵しています。どの館も、児童書や暮らしに役立つ日常的・実用的な内容の資料が中心で、専門書や参考資料などが不足しています。

市町合併後は計画的な分担収集に転じましたが、合併前に各館が収集した資料には複本（同じタイトルの本）が多く、資料の種類は蔵書冊数の約半数であるため、書庫の有効活用のためにも重複資料の除籍を進める必要があります。

中央図書館の開館時には18万冊の開架規模を想定しています。現在の長浜図書館の開架資料は9万冊弱であり、閉架や各館から移すことを考えても、およそ2万冊が不足します。閉架には古い資料が多く、中央図書館にふさわしい魅力ある開架を構成するためには購入により充実させることが必要です。

中央図書館の開館までに、各館の役割に合わせて蔵書規模と構成を見直し、市立図書館全体としての資料群を再構築する必要があり、市民のニーズに応えるためには開館後も計画的に全館の資料を更新することが重要です。

また、市民が中央図書館のサービスを地域館でもできるだけ迅速に受け取ることができるよう、資料配送システムを整備する必要があります。

#### (取組み)

##### ①資料の整理および管理

- ・中央図書館および地域館の蔵書規模と構成を見直し、全館で効果的な資料提供と適正な資料管理をおこないます。
- ・資料の保存については中央館だけでなく、地域館を有効活用します。
- ・地域資料の整理と保存を進め、提供します。
- ・電子資料や視聴覚資料の収集と提供についても充実を図ります。
- ・中央図書館の開館後、開架の充実に必要な資料の整備を進めます。
- ・市民の様々なニーズに応え、各館で鮮度を保ち魅力ある資料を提供するため、継続して資料の更新を図ります。

##### ②資料配送システムの充実

- ・地域館を通じて中央図書館の資料とサービスを市の全域へ提供し、全館の資料を効果的に活用するために、中央図書館と各地域館の間の資料配送システムを充実します。
- ・地域館では中央図書館の資料の需要が増加することから、より迅速に市民に資料を提供するため、現在週2回の配送を増便します。
- ・図書館間の資料配送と併せ、図書館と学校図書館との間でも同様に資料配送をおこない、資料の有効活用を図ることを検討します。

### 3. 機械化・自動化の推進

#### (現状と課題)

平成27年度には現行のコンピュータシステムを全面更新する時期を迎えており、この機に新しいサービスにも対応できるシステムを選択することが必要となります。

限られた予算の中でサービスを提供し、その水準を維持・向上するためには、運営の効率化を図ることが重要です。市民との対話の中から求められるサービスを見極め、レファレンスや読書案内など司書としての経験や専門性を要するサービスをおこなうことを大事にしながらも、省力化できる部分については機

械化や自動化を推進することが必要です。また、貸出・返却時の待ち時間短縮や利用者のプライバシー保護のためにも、自動貸出機の導入は有効です。

効果的な機械化・自動化の推進を図りながら、市民へのサービスの向上と運営の効率化に努める必要があります。

#### (取組み)

##### ①コンピュータシステムの更新

- ・新システム導入にあたっては、安定性と安全性はもちろんのこと、貸出・返却、予約資料受取などの自動化、電子書籍貸出への対応、学校図書館システムとの連携など、様々なサービスへの拡張性を考慮し選択します。
- ・ホームページは、興味を持たれる内容を充実させ、閲覧しやすくわかりやすいデザインとなるよう、システム更新時にリニューアルします。
- ・インターネットを利用した蔵書検索や予約システムは、デザインや仕様の改善により使いやすさを向上させるとともに、メールマガジンを活用した新着資料のお知らせなどの新しい機能を追加します。また、スマートフォンやタブレット端末に対応した画面を提供します。

##### ②機械化・自動化の推進

- ・利用者の待ち時間の短縮とプライバシー保護、また、蔵書の保全のために、図書館関連機器（自動貸出機・自動返却装置・予約資料自動受取システム、自動化書庫、BDSなど）の導入を進めます。
- ・図書館関連機器の導入による機械化や自動化を推進することにより省力化を図り、職員はレファレンスや読書案内などの業務を丁寧におこないます。
- ・機械化・自動化促進のため、蔵書にICタグ<sup>(注32)</sup>の貼付を進めます。
- ・インターネットを利用した蔵書検索や資料予約の利用者が増加するよう周知に努め、メールによる予約の自動連絡の利用者拡大に努めます。

(注 32) ICタグ：ICチップと小型のアンテナからなり、そこに記憶された情報を電波によって直接触れずに読み取る技術のこと。1点ずつしか処理できないバーコードに対し、無線により複数を一度に処理できる。ICチップは、特定の働きをする電気回路を0.数ミリという大きさにまとめた集積回路(Integrated Circuits)のことで、小さいながらも膨大な容量の記憶容量を持っている。

## 第7章 サービス指標の設定と評価

本市の図書館サービスの現状と課題を踏まえ、めざす図書館の姿の実現に向け、サービス指標と数値目標を設定します。

### 1. サービス指標

本計画で目標として掲げる取組みについて、サービスの対象と結果がわかりやすく、継続的に把握でき、検証可能な指標を設定します。

長浜市基本構想に基づく中期的計画の中で、図書館サービス向上の目標指標として「1年間に図書館を利用した市民の割合（実利用者（市民）／人口）」を平成28年度には20%にするとしていることから、これをサービス指標の軸とします。本計画の最終年度、平成31年度には、25%の市民の利用を目標と定めます。

また、人口が同規模の自治体の貸出密度上位10%の図書館のサービスを上回ることを目標とし、指標を設定します。

### 2. 数値目標

これまでの図書館の実績と予算状況を勘案しつつも、中央図書館の新設とそれを要とする新しい体制へ転換する過渡期であることを加味しながら、めざす図書館像の達成に向け、目標とする数値を設定します。

### 3. 評価方法

数値目標の達成状況は、成果の自己点検・評価をおこなうとともに、利用者アンケート等を実施して検証し、また図書館協議会による点検・評価をおこなった後、結果を市民に公表します。同時に、サービス・運営の改善に結びつけ、より効果的で効率的にサービスが提供できるよう、年次計画および次期基本計画に反映させます。

サービス指標			数値目標		※(参考)貸出密度上位の状況 (12万人規模) 平成24年度実績
			平成25年度	平成31年度	
①	実利用者率(市民)	%	15.8	25.0	
②	個人貸出密度	冊	8.6	10.8	10.21
③	来館者数 (長浜図書館・中央図書館)	人	長浜図書館 138,633	中央図書館 350,000	
④	個人貸出冊数(全館)	冊	1,051,471	1,300,000	1,289,219
⑤	予約・リクエスト件数(全館)	件	144,355	165,000	161,306
⑥	レファレンス受付件数(全館)	件	270	350	
⑦	市民による展示・発表件数(全館) (おはなし会を含む)	件	78	100	
⑧	ボランティア活動者のべ人数(全館)	人	1,021	1,200	

※欄 人口12万人台の自治体の公共図書館の中で、貸出密度の上位10%の自治体の実績を平均した数値。

- ① 実利用者率 1年間に図書館の貸出を利用した市民の割合
- ② 貸出密度 1年間の市民1人あたりの貸出冊数  
 全国平均5.33冊、滋賀県平均9.00冊  
 (平成22年度実績 文部科学省「平成23年度社会教育調査」による)

## 資料

---

1. 協議機関
2. 策定の経過
3. ユネスコ公共図書館宣言
4. 図書館の自由に関する宣言
5. 平成25年度事業実績

## 1. 協議機関

○図書館協議会

敬称略

	氏 名	区 分	備 考
会長	塩見 昇	学識経験者	大阪教育大学名誉教授 日本図書館協会前理事長
副会長	森川 裕子	家庭教育関係者	家庭教育推進協議会委員 家庭教育支援チーム員
委員	平井 むつみ	学識経験者	滋賀文教短期大学教授 同大学図書館長
委員	國松 完二	学識経験者	滋賀県立図書館長
委員	美濃部 眞弓	社会教育関係者	社会教育委員
委員	川上 由明	社会教育関係者	おはなしボランティア ジーバーぽこぽこ代表
委員	小西 光代	社会教育関係者	タウン誌編集者
委員	林 裕二	学校教育関係者	中学校長会代表 虎姫中学校長
委員	北辺 禎雄	学校教育関係者	小学校長会代表 虎姫小学校長
委員	富永 恵美	学校教育関係者	保・幼・認定こども園代表 びわ認定こども園副園長

任期：平成26年4月1日～平成28年3月31日

○長浜市図書館基本計画の策定に関する庁内職員ワーキング会議

所属	職名	氏名	備考
総務課	副参事	田中 亮平	財産管理室G L
行政経営改革室	副参事	元村 徹	行革G L
生涯学習・文化スポーツ課	主査	佐治 寛之	生涯学習G
北部振興局地域振興課	主幹	小森 俊明	北部地域振興G
教育総務課	副参事	伊吹 定浩	総務G L（兼教育改革推進室）
すこやか教育推進課	副参事	宮本 安信	環境整備G L
幼児課	主査	上田加奈子	保育推進G
教育指導課	副参事	下村 秀夫	木之本指導事務所
教育センター	主幹	高山 義雄	研究・研修室（兼教育改革推進室）
教育指導課図書館運営室	副参事	木田小百合	企画管理G L
教育指導課図書館運営室	副参事	下司満里子	資料情報G L
教育指導課図書館運営室	副参事	伊藤 直美	読書推進G L
教育指導課図書館運営室	主幹	森 佐江子	企画管理S G L

（G L：グループリーダー、S G L：サブグループリーダー）

## 2. 策定の経過

平成26年	4月	23日	定例教育委員会（図書館協議会委員の委嘱・任命）
	5月	28日	定例教育委員会（策定について報告）
	6月	4日	第1回図書館協議会
		9日	第1回ワーキング会議
	7月	4日	第2回図書館協議会
		9日	第2回ワーキング会議
		14日	第3回図書館協議会
		23日	第3回ワーキング会議
		29日	第4回図書館協議会
	8月	12日	第4回ワーキング会議
		18日	第5回図書館協議会
		28日	定例教育委員会（素案概要報告）
	9月	4日	第5回ワーキング会議
	10月	1日	第6回ワーキング会議
		27日	定例教育委員会（進捗報告）
	11月	27日	定例教育委員会（進捗報告）
	12月	10日～18日	庁内意見照会
		25日	定例教育委員会（進捗報告）
平成27年	1月	15日	パブリックコメント実施（～2月13日）
		22日	定例教育委員会（進捗報告）
	2月	19日	定例教育委員会（進捗報告）
		26日	第6回図書館協議会
	3月	17日	議会総務教育常任委員会（経過・内容説明）
		20日	パブリックコメント結果公表
		26日	定例教育委員会（最終報告）

### 3. ユネスコ公共図書館宣言

## ユネスコ公共図書館宣言 1994年

UNESCO Public Library Manifesto  
1994

1994年11月採択  
原文は英語

社会と個人の自由、繁栄および発展は人間にとっての基本的価値である。このことは、十分に情報を得ている市民が、その民主的権利を行使し、社会において積極的な役割を果たす能力によって、はじめて達成される。建設的に参加して民主主義を発展させることは、十分な教育が受けられ、知識、思想、文化および情報に自由かつ無制限に接し得ることにかかっている。

地域において知識を得る窓口である公共図書館は、個人および社会集団の生涯学習、独自の意思決定および文化的発展のための基本的条件を提供する。

この宣言は、公共図書館が教育、文化、情報の活力であり、男女の心の中に平和と精神的な幸福を育成するための必須の機関である、というユネスコの信念を表明するものである。

したがって、ユネスコは国および地方の政府が公共図書館の発展を支援し、かつ積極的に関与することを奨励する。

#### 公共図書館

公共図書館は、その利用者があらゆる種類の知識と情報をたやすく入手できるようにする、地域の情報センターである。

公共図書館のサービスは、年齢、人種、性別、宗教、国籍、言語、あるいは社会的身分を問わず、すべての人が平等に利用できるという原則に基づいて提供される。理由は何であれ、通常のサービスや資料の利用ができない人々、たとえば言語上の少数グループ(マイノリティ)、障害者、あるいは入院患者や受刑者に対しては、特別なサービスと資料が提供されなければならない。

いかなる年齢層の人々もその要求に応じた資料を見つけ出せなければならない。蔵書とサービスには、伝統的な資料とともに、あらゆる種類の適切なメディアと現代技術が含まれていなければならない。質の高い、地域の要求や状況に対応できるものであることが基本的要件である。資料には、人間の努力と想像の記憶とともに、現在の傾向や社会の進展が反映されていなければならない。

蔵書およびサービスは、いかなる種類の思想的、政治的、あるいは宗教的な検閲にも、また商業的な圧力にも屈してはならない。

### 公共図書館の使命

情報、識字、教育および文化に関連した以下の基本的使命を公共図書館サービスの核にしなければならない。

1. 幼い時期から子供たちの読書習慣を育成し、それを強化する。
2. あらゆる段階での正規の教育とともに、個人的および自主的な教育を支援する。
3. 個人の創造的な発展のための機会を提供する。
4. 青少年の想像力と創造性に刺激を与える。
5. 文化遺産の認識、芸術、科学的な業績や革新についての理解を促進する。
6. あらゆる公演芸術の文化的表現に接しうるようにする。
7. 異文化間の交流を助長し、多様な文化が存立できるようにする。
8. 口述による伝承を援助する。
9. 市民がいかなる種類の地域情報をも入手できるようにする。
10. 地域の企業、協会および利益団体に対して適切な情報サービスを行う。
11. 容易に情報を検索し、コンピューターを駆使できるような技能の発達を促す。
12. あらゆる年齢層の人々のための識字活動とその計画を援助し、かつ、それに参加し、必要があれば、こうした活動を発足させる。

### 財政、法令、ネットワーク

\* 公共図書館は原則として無料とし、地方および国の行政機関が責任を持つものとする。それは特定の法令によって維持され、国および地方自治体により経費が調達されなければならない。公共図書館は、文化、情報提供、識字および教育のためのいかなる長期政策においても、主要な構成要素でなければならない。

\* 図書館の全国的な調整および協力を確実にするため、合意された基準に基づく全国的な図書館ネットワークが、法令および政策によって規定され、かつ推進されなければならない。

\* 公共図書館ネットワークは、学校図書館や大学図書館だけでなく、国立図書館、地域の図書館、学術研究図書館および専門図書館とも関連して計画されなければならない。

## 運営と管理

- \* 地域社会の要求に対応して、目標、優先順位およびサービス内容を定めた明確な方針が策定されなければならない。公共図書館は効果的に組織され、専門的な基準によって運営されなければならない。
- \* 関連のある協力者、たとえば利用者グループおよびその他の専門職との地方、地域、全国および国際的な段階での協力が確保されなければならない。
- \* 地域社会のすべての人々がサービスを実際に利用できなければならない。それには適切な場所につくられた図書館の建物、読書および勉強のための良好な施設とともに、相応な技術の駆使と利用者に都合のよい十分な開館時間の設定が必要である。同様に図書館に来られない利用者に対するアウトリーチ・サービスも必要である。
- \* 図書館サービスは、農村や都会地といった異なる地域社会の要求に対応させなければならない。
- \* 図書館員は利用者と資料源との積極的な仲介者である。適切なサービスを確実に行うために、図書館員の専門教育と継続教育は欠くことができない。
- \* 利用者がすべての資料源から利益を得ることができるように、アウトリーチおよび利用者教育の計画が実施されなければならない。

## 宣言の履行

国および地方自治体の政策決定者、ならびに全世界の図書館界が、この宣言に表明された諸原則を履行することを、ここに強く要請する。

\* \* \*

この宣言は、国際図書館連盟(IFLA)の協力のもとに起草された。

## 4. 図書館の自由に関する宣言

### 図書館の自由に関する宣言(1979年改訂・主文)

図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することを、もっとも重要な任務とする。

この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。

第1 図書館は資料収集の自由を有する。

第2 図書館は資料提供の自由を有する。

第3 図書館は利用者の秘密を守る。

第4 図書館はすべての検閲に反対する。

図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。

社団法人 日本図書館協会

## 5. 平成25年度実績

		計	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井
開館日数	日	平均 263日	292	253	292	237	237	292	247	235	278
入館者数 ※	人		138,633	57,150	70,613						
個人貸出冊数	冊	1,051,471	309,588	135,351	262,559	47,013	80,328	208,620	1,566	3,085	3,361
1日平均	冊	3,998	1,060	535	899	198	339	714	6	13	12
個人貸出人数	人	172,424	61,655	23,263	32,087	9,587	14,684	29,032	490	988	638
1日平均	人	656	211	92	110	40	62	99	2	4	2
1人平均貸出冊数/回	冊	6	5	6	8	5	5	7	3	3	5
蔵書冊数(図書)	冊	963,558	251,431	137,181	158,595	85,775	84,965	193,249	10,914	27,117	14,331
内、開架冊数	冊	598,637	87,063	95,763	126,678	63,221	66,370	108,518	10,914	27,070	13,040
開架率	%	62	35	70	80	74	78	56	100	100	91
受入冊数(図書)	冊	26,938	6,018	2,872	6,163	1,779	2,663	5,832	571	513	527
内、新規購入冊数	冊	19,210	4,154	2,513	3,431	1,523	2,171	4,339	565	213	301
除籍冊数(図書)	冊	29,234	708	2,490	2,936	2,238	2,871	17,991	0	0	0
蔵書更新率 ※	%	5.8	2.6	3.9	5.7	4.7	6.5	12.3	5.2	1.9	3.7
雑誌タイトル数	点	691	154	114	182	60	60	121	0	0	0
内、購入数	点	551	121	102	122	48	51	107	0	0	0
新聞タイトル数	点	49	11	9	10	5	5	9	0	0	0
予約件数	件	144,355	61,316	13,673	26,652	9,830	10,492	18,863	489	895	2,145

※入館者数：長浜・浅井・びわ図書館のみ計数機を設置している。

※蔵書更新率：受入冊数＋除籍冊数／蔵書冊数

個人貸出冊数(性別・年齢別)(冊)

		計	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井
幼児	男	22,546	5,801	4,676	4,868	1,022	2,261	3,857	0	28	33
	女	25,767	7,964	4,442	5,599	934	2,871	3,872	11	55	19
小学生	男	54,185	13,088	5,793	13,309	3,575	3,764	13,361	25	237	1,033
	女	82,043	22,072	9,050	24,564	4,577	5,334	16,081	34	248	83
中学生	男	14,166	2,374	1,046	7,492	470	768	1,990	0	19	7
	女	26,201	6,212	1,717	8,776	1,678	1,298	6,429	0	65	26
16歳～	男	4,865	1,092	411	2,284	157	159	761	0	1	0
	女	12,919	2,667	1,335	4,877	1,089	377	2,378	0	192	4
19歳～	男	8,237	1,639	842	4,253	215	143	1,145	0	0	0
	女	17,428	6,109	1,718	4,078	843	1,237	3,302	4	131	6
23歳～	男	9,887	3,428	871	2,777	267	522	2,022	0	0	0
	女	52,104	13,935	6,719	14,799	1,487	3,471	11,637	1	52	3
30代	男	33,643	8,939	4,204	10,635	578	3,021	6,254	0	8	4
	女	185,101	52,021	23,618	53,103	9,192	15,252	30,955	361	436	163
40代	男	44,892	12,680	5,229	12,906	1,997	2,941	8,799	20	62	258
	女	159,826	46,114	18,470	44,189	6,697	13,190	29,431	94	288	1,353
50代	男	29,203	11,564	3,953	5,215	1,442	1,178	5,574	111	111	55
	女	74,110	24,258	8,350	14,825	2,526	6,820	16,744	229	202	156
60代	男	51,722	18,178	9,026	7,736	2,924	2,892	10,581	94	226	65
	女	74,171	23,886	14,246	8,062	3,067	7,639	16,688	235	264	84
70代 以上	男	40,044	15,089	5,642	4,479	1,274	2,596	10,672	41	244	7
	女	28,411	10,478	3,993	3,733	1,002	2,594	6,087	306	216	2
合計	男	313,390	93,872	41,693	75,954	13,921	20,245	65,016	291	936	1,462
	女	738,081	215,716	93,658	186,605	33,092	60,083	143,604	1,275	2,149	1,899

合計 1,051,471 冊

個人貸出人数(性別・年齢別)(人)

		計	長浜	浅井	びわ	虎姫	湖北	高月	木之本	余呉	西浅井
幼児	男	3,357	879	937	498	269	321	443	0	5	5
	女	3,567	1,057	920	563	180	342	487	3	10	5
小学生	男	7,231	2,238	763	1,413	651	552	1,447	2	62	103
	女	10,644	3,648	1,133	2,454	759	824	1,751	7	43	25
中学生	男	2,202	602	190	832	138	168	267	0	4	1
	女	4,059	1,179	414	951	401	325	756	0	19	14
16歳～	男	902	264	143	298	54	41	101	0	1	0
	女	1,978	629	270	477	186	104	266	0	43	3
19歳～	男	1,501	445	194	554	55	45	208	0	0	0
	女	2,627	903	300	476	149	269	496	3	27	4
23歳～	男	1,695	729	216	344	50	86	270	0	0	0
	女	7,586	2,548	1,018	1,533	289	581	1,604	1	11	1
30代	男	4,967	1,680	588	1,203	148	538	803	0	5	2
	女	23,861	7,886	3,240	5,391	1,494	2,329	3,288	79	123	31
40代	男	7,762	2,807	1,062	1,494	369	583	1,355	13	25	54
	女	23,907	8,620	2,902	5,079	1,281	2,327	3,327	29	103	239
50代	男	7,204	3,188	853	1,149	438	317	1,147	49	34	29
	女	14,095	5,137	1,540	2,534	531	1,316	2,780	80	100	77
60代	男	12,274	4,695	1,918	1,662	746	839	2,263	37	87	27
	女	14,561	5,295	2,718	1,480	696	1,519	2,677	69	94	13
70代 以上	男	9,894	4,388	1,208	964	413	710	2,097	14	96	4
	女	6,550	2,838	736	738	290	548	1,199	104	96	1
合計	男	58,989	21,915	8,072	10,411	3,331	4,200	10,401	115	319	225
	女	113,435	39,740	15,191	21,676	6,256	10,484	18,631	375	669	413

合計 172,424 人

### 分類別 蔵書構成と貸出比率

統計分類	蔵書構成		貸出冊数	
	蔵書数(冊)	構成比率(%)	貸出冊数(冊)	貸出比率(%)
<b>【一般】</b>				
0:総記	16,117	1.57	5,483	0.52
1:哲学	23,303	2.27	17,188	1.63
2:歴史・地誌	54,440	5.31	34,785	3.31
3:社会科学	78,412	7.64	35,495	3.38
4:自然科学	39,928	3.89	20,828	1.98
5:工業・家政	60,752	5.92	74,584	7.09
6:産業	20,577	2.01	13,618	1.30
7:芸術	61,807	6.02	30,426	2.89
8:語学	11,338	1.10	5,279	0.50
9:文学	86,733	8.45	25,472	2.42
F:小説	129,701	12.64	148,736	14.15
一般その他	13,594	1.32	5,226	0.50
<b>一般合計</b>	<b>596,702</b>	<b>58.14</b>	<b>417,120</b>	<b>39.67</b>
<b>【児童】</b>				
0:総記	6,540	0.64	1,318	0.13
1:哲学	2,341	0.23	2,056	0.20
2:歴史・地誌	11,933	1.16	7,209	0.69
3:社会科学	11,593	1.13	3,770	0.36
4:自然科学	23,270	2.27	16,922	1.61
5:工業・家政	8,120	0.79	6,145	0.58
6:産業	5,006	0.49	2,917	0.28
7:芸術	13,513	1.32	20,777	1.98
8:語学	3,650	0.36	2,719	0.26
9:文学	56,895	5.54	38,953	3.70
F:小説	23,682	2.31	44,437	4.23
紙芝居	8,902	0.87	13,477	1.28
ビック紙芝居	41	0.00	41	0.00
絵本	102,053	9.95	195,567	18.60
児童その他	3,382	0.33	4,498	0.42
<b>児童合計</b>	<b>280,921</b>	<b>27.39</b>	<b>360,806</b>	<b>34.32</b>

統計分類	蔵書構成		貸出冊数	
	蔵書数(冊)	構成比率(%)	貸出冊数(冊)	貸出比率(%)
【参考書】合計	5,750	0.57	212	0
【その他】				
カルタ	117	0.01	8	0.00
洋書	2,671	0.26	684	0.07
郷土	30,444	2.96	4,833	0.46
大型活字	2,587	0.25	2,044	0.19
点字本	181	0.02	139	0.01
コミック	47,103	4.59	185,906	17.68
福祉	138	0.01	89	0.01
教科書	1,664	0.16	939	0.09
付録	406	0.04	22	0.00
その他のその他	897	0.09	3,433	0.34
その他合計	86,208	8.39	198,097	18.85
小計	969,581	94.49	976,235	92.84
雑誌	49,419	4.82	70,133	6.67
音響	5,561	0.54	5,103	0.49
映像	1,549	0.15	0	0.00
合計	1,026,110	100.00	1,051,471	100.00



## 長浜市図書館基本計画

発行／平成27年3月

発行者／長浜市教育委員会事務局

事務局／長浜市教育委員会事務局 教育指導課 図書館運営室

長浜市立長浜図書館

〒526-0056

滋賀県長浜市朝日町18-5

TEL 0749-63-2122

FAX 0749-65-3288